

JDC 東部総局ショーダンス楽曲規程

日本ダンス議会（JDC）東部総局が開催する「ショーダンス競技会」に出場の際の使用楽曲について以下の通り規定する。

1) 曲の選定

使用楽曲に関しては、以下の条件を満たすこと。

- ① JASRAC、NexTone 等の音楽著作権管理団体の管理楽曲(管理状況で演奏、ビデオ、放送、配信にすべて○がついているもの)
- ② 自身で著作者に対し演奏、改変等必要な許諾を取った楽曲（配信を行うことから出版レコード会社からも同様の許諾が必要）
- ③ 独自に制作されたオリジナル楽曲

2) 音源

使用音源については以下のとおりとする。

- ① 市販の CD を使用する。
※曲をデータで購入、または市販の CD を別の CD にコピーしての使用は不可
- ② 自身で権利処理を行った場合及び独自に制作されたオリジナル楽曲使用の場合は楽曲を収録した CD を使用する。

3) 使用方法

大会当日の音響スタッフの対応可能な業務を考慮し、曲の使用方法を以下の通り定める。

- ① 1 作品に対し使用可能楽曲は 1 曲とする。
- ② 使用方法は途中からではなく曲のスタートから使用することとし、1 曲すべてを使用するか秒数指定のフェードアウトの使用のみとする。
- ③ フェードイン、テンポの改変、編曲は禁止とする（自身で著作者、出版レコード会社に許諾を得た場合を除く。）

4) 提出期限

- ① 市販の楽曲を使用する場合
エントリー締切日までに使用楽曲の詳細及び楽曲の使用方法をエントリー申込先に提出すること。
- ② 自身で著作者に対し許諾を取った楽曲を使用する場合
エントリー締切日までに使用楽曲の詳細及び著作者並びに出版レコード会社から

許諾を得ていることを証明できる書類（やり取りしたメールなどでも可）をエントリー申込先に提出すること。

③ 独自に制作されたオリジナル楽曲を使用する場合

大会開催日2週間前までに使用楽曲の詳細（作詞、作曲者氏名）を申込先に提出すること。

※提出期限後の使用楽曲の変更は不可

4) 音源の返却

大会終了後、各選手に使用した CD を返却する。

以上